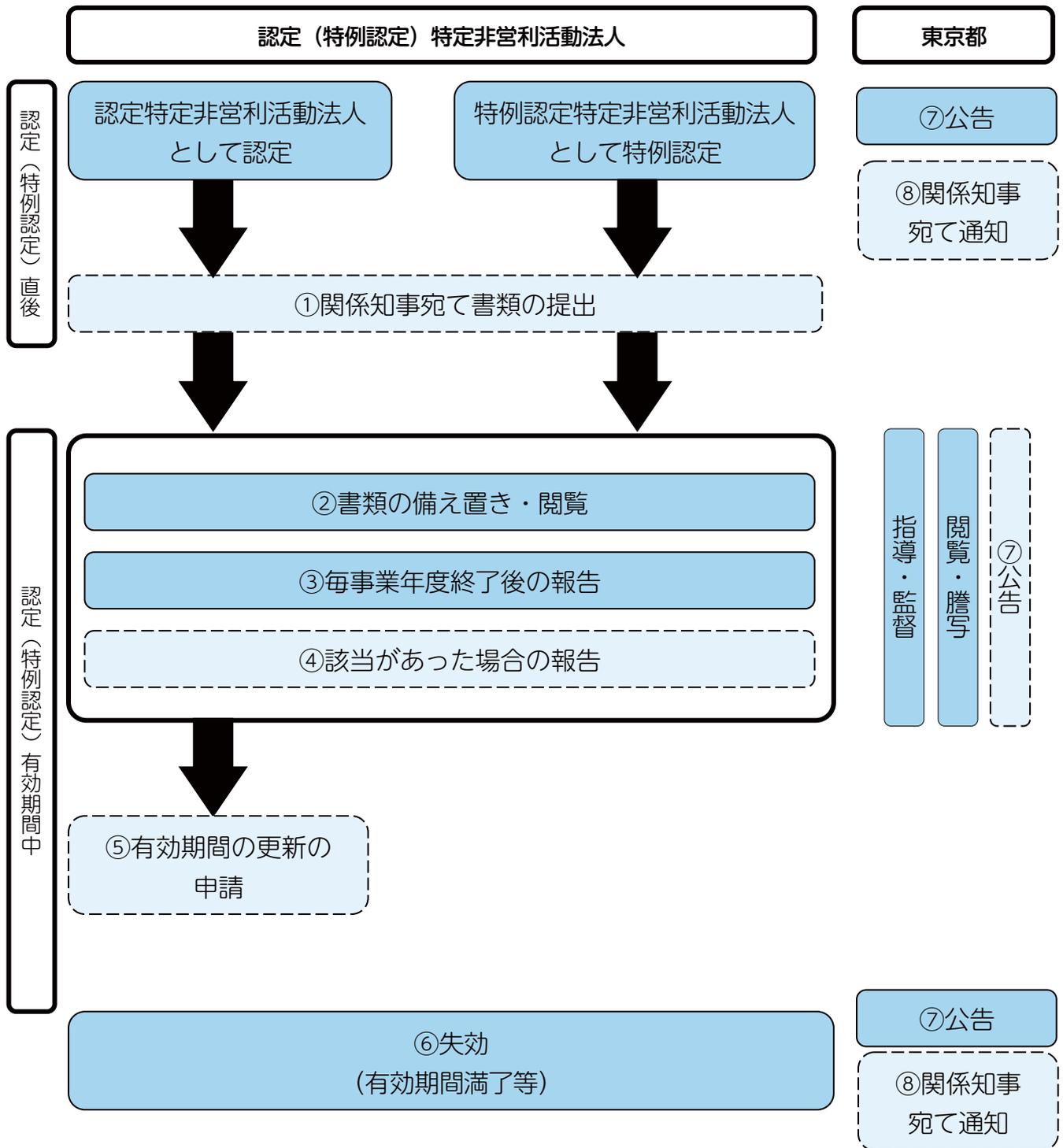


<認定（特例認定）後の流れ（概略）>



①～⑧の数字は次頁に対応しています。

①関係知事宛て書類の提出 **該当がある場合必須**

東京都以外の道府県の区域内にその他の事務所を設置している法人は、その他の事務所が所在する道府県の知事宛てに関係書類を提出する必要があります（→132頁～）。

②書類の備え置き・閲覧 **必須**

認定（特例認定）法人は、認定（特例認定）を受けたときや事業年度ごとに該当する書類を作成し、事務所に備え置く必要があります（→139頁）。また、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き定められた書類を閲覧させなければなりません（→140頁）。

③毎事業年度終了後の報告 **必須**

毎事業年度初めの3か月以内に事業報告書等、役員報酬規程等を提出する必要があります（→112頁～）。

④該当があった場合の報告 **該当があった場合必須**

代表者の変更等、法に定められた事項があった場合には報告が必要です（→132頁～）。

⑤有効期間の更新の申請 **認定法人のみ**

認定法人のみ、有効期間満了の6か月前から3か月前までの間に有効期間の更新の申請をすることができます（→85頁～）。特例認定法人には更新はありません。

⑥認定（特例認定）の失効（法第57条第1項、第61条）

認定（特例認定）法人は、以下に該当した場合、認定（特例認定）の効力を失います。

- イ 認定（特例認定）の有効期間が経過したとき（法第51条第4項の場合にあっては、更新拒否処分がされたとき）。
- ロ 認定（特例認定）法人が認定（特例認定）でない特定非営利活動法人と合併をした場合、その合併が法第63条第1項及び第2項の認定を経ずにその効力を生じたとき（法第63条第4項の場合にあっては、合併の不認定処分がされたとき）。
- ハ 認定（特例認定）法人が解散したとき。
- ニ 特例認定法人が認定法人として認定を受けたとき。

⑦東京都の公告

東京都は、認定（特例認定）法人が法に定める事項に該当した場合、その旨を公告します（→141頁）。

⑧東京都による関係知事への通知

東京都は、東京都以外の道府県の区域内にその他の事務所を設置している認定（特例認定）法人が法に定める事項に該当した場合、法人のその他の事務所が所在する同県の知事宛てにその旨を通知します（→143頁）。